

議案第30号

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月30日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）に基づき社会教育関係団体として認定を受けた団体について、調布市教育会館条例施行規則第2条第1項第3号に規定する会議室使用団体登録カードの有効期間の改正を提案するものです。

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市教育会館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）にあっては、同規則第6条に規定する登録証の有効期間を登録期間とする。

第7条第1項第2号中「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体」を「社会教育関係団体」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の調布市教育会館条例施行規則第2条の規定により登録カードの交付を受けている社会教育関係団体の登録期間は、この規則による改正後の調布市教育会館条例施行規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育会館条例施行規則 平成20年4月25日教育委員会規則第10号</p>	<p>○調布市教育会館条例施行規則 平成20年4月25日教育委員会規則第10号</p>
<p>改正 平成28年3月31日教委規則第3号 平成31年3月25日教委規則第7号</p>	<p>改正 平成28年3月31日教委規則第3号 平成31年3月25日教委規則第7号</p>
<p>調布市教育会館条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>調布市教育会館条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(使用登録)</p>	<p>(使用登録)</p>
<p>第2条 条例第2条第2項に規定する会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ、使用団体登録申請書（第1号様式）により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</p>	<p>第2条 条例第2条第2項に規定する会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ、使用団体登録申請書（第1号様式）により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をしたものに使用団体登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を交付する。</p>	<p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をしたものに使用団体登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を交付する。</p>
<p>3 登録カードの有効期間（以下「登録期間」という。）は、発行した日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。<u>ただし、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）にあっては、同規則第6条に規定する登録証の有効期間を登録期間とする。</u></p>	<p>3 登録カードの有効期間（以下「登録期間」という。）は、発行した日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。</p>
<p>4 第2項の規定により登録カードの交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の2月前から登録カードを添えて使用団体登録申請書</p>	<p>4 第2項の規定により登録カードの交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の2月前から登録カードを添えて使用団体登録申請書</p>

改正後	改正前
<p>を委員会に提出し、更新の手続をとることができる。</p> <p>5 登録団体は、住所若しくは氏名に変更があったとき、当該登録団体が解散したとき、登録団体としての活動をしなくなったとき、又は構成員に変更があったときは、遅滞なく、委員会に届け出るとともに、登録期間（第4項の規定により更新された後の登録期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき、又は当該登録団体が解散したとき、若しくは登録団体としての活動をしなくなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。</p> <p>（使用申請）</p>	<p>を委員会に提出し、更新の手続をとることができる。</p> <p>5 登録団体は、住所若しくは氏名に変更があったとき、当該登録団体が解散したとき、登録団体としての活動をしなくなったとき、又は構成員に変更があったときは、遅滞なく、委員会に届け出るとともに、登録期間（第4項の規定により更新された後の登録期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき、又は当該登録団体が解散したとき、若しくは登録団体としての活動をしなくなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。</p> <p>（使用申請）</p>
<p>第3条 条例第9条第2項の規定により、会議室を使用しようとする登録団体は、次の各号に掲げる登録団体の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により委員会に申請しなければならない。</p> <p>（1） 条例別表に定める区分が市内の登録団体 使用しようとする日の属する月の2月前の1日</p> <p>（2） 条例別表に定める区分が市外の登録団体 使用しようとする日の属する月の1月前の1日</p> <p>（使用日等の指定等）</p>	<p>第3条 条例第9条第2項の規定により、会議室を使用しようとする登録団体は、次の各号に掲げる登録団体の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により委員会に申請しなければならない。</p> <p>（1） 条例別表に定める区分が市内の登録団体 使用しようとする日の属する月の2月前の1日</p> <p>（2） 条例別表に定める区分が市外の登録団体 使用しようとする日の属する月の1月前の1日</p> <p>（使用日等の指定等）</p>
<p>第4条 会議室の使用日及び条例別表に定める使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。</p> <p>（使用確認等）</p>	<p>第4条 会議室の使用日及び条例別表に定める使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。</p> <p>（使用確認等）</p>
<p>第5条 除外期間前に第3条の規定による申請を行った登録団体は、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かを確認するものとする。</p>	<p>第5条 除外期間前に第3条の規定による申請を行った登録団体は、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かを確認するものとする。</p>
<p>2 除外期間後に第3条の申請を行った登録団体は、申請を行ったときに前</p>	<p>2 除外期間後に第3条の申請を行った登録団体は、申請を行ったときに前</p>

改正後	改正前
<p>項の確認を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、前2項の規定により使用することの確認を行った登録団体を会議室の使用の予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。</p> <p>4 使用予定者で会議室を使用しないものは、その使用予定日の1日前までに教育長が定める使用取消しの手続をとらなければならない。</p> <p>5 使用予定者に係る条例第9条の規定の適用については、使用することの確認を行ったことにより使用の承認を受けたものとみなしてそれぞれの規定を適用する。</p> <p>（登録カード等の提示等）</p> <p>第6条 使用予定者は、会議室を使用するときは、委員会から使用承認書兼領収書（第3号様式）の交付を受けるとともに、登録カード及び当該使用承認書兼領収書を係員に提示しなければならない。</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p> <p>第7条 条例第12条に規定する会議室の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>（1）委員会又は市が主催し、共催事業として使用するとき 免除</p> <p>（2）<u>社会教育関係団体</u>がその目的のために使用するとき 使用料の額の100分の50に相当する額</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 使用料の額の100分の50に相当する額</p> <p>2 前項第2号及び第3号に掲げる団体が使用料の減額を受けようとするときは、教育会館会議室使用料減額団体申請書（第4号様式）により、申請しなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに教育会館会議室使用料減額団体（承認・不承認）決定通知書</p>	<p>項の確認を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、前2項の規定により使用することの確認を行った登録団体を会議室の使用の予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。</p> <p>4 使用予定者で会議室を使用しないものは、その使用予定日の1日前までに教育長が定める使用取消しの手続をとらなければならない。</p> <p>5 使用予定者に係る条例第9条の規定の適用については、使用することの確認を行ったことにより使用の承認を受けたものとみなしてそれぞれの規定を適用する。</p> <p>（登録カード等の提示等）</p> <p>第6条 使用予定者は、会議室を使用するときは、委員会から使用承認書兼領収書（第3号様式）の交付を受けるとともに、登録カード及び当該使用承認書兼領収書を係員に提示しなければならない。</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p> <p>第7条 条例第12条に規定する会議室の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>（1）委員会又は市が主催し、共催事業として使用するとき 免除</p> <p>（2）<u>調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体</u>がその目的のために使用するとき 使用料の額の100分の50に相当する額</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 使用料の額の100分の50に相当する額</p> <p>2 前項第2号及び第3号に掲げる団体が使用料の減額を受けようとするときは、教育会館会議室使用料減額団体申請書（第4号様式）により、申請しなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに教育会館会議室使用料減額団体（承認・不承認）決定通知書</p>

改正後	改正前
<p>(第5号様式)により、当該申請をしたものに通知する。</p> <p>4 使用料の減額の承認を受けたものの当該減額の承認期間は、前項の規定により減額の承認を決定した日から登録期間が満了する日までとし、登録期間を更新した際に引き続き使用料の減額団体の承認を受けようとする場合は、第2項に規定する手続を経なければならない。</p> <p>(使用申請の効力停止)</p>	<p>(第5号様式)により、当該申請をしたものに通知する。</p> <p>4 使用料の減額の承認を受けたものの当該減額の承認期間は、前項の規定により減額の承認を決定した日から登録期間が満了する日までとし、登録期間を更新した際に引き続き使用料の減額団体の承認を受けようとする場合は、第2項に規定する手続を経なければならない。</p> <p>(使用申請の効力停止)</p>
<p>第8条 委員会は、使用予定者が会議室の使用に際して次の各号に掲げる行為を認めたときは、当該各号に定める期間、当該使用予定者の使用申請の効力を停止することができる。ただし、委員会が特に認めたときは、その期間を短縮し、又は効力を停止しないことができる。</p> <p>(1) 使用予定者が第5条第4項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第4条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から3月</p> <p>(2) 使用予定者が第5条第4項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第4条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から1月</p> <p>(取消し等の通知)</p>	<p>第8条 委員会は、使用予定者が会議室の使用に際して次の各号に掲げる行為を認めたときは、当該各号に定める期間、当該使用予定者の使用申請の効力を停止することができる。ただし、委員会が特に認めたときは、その期間を短縮し、又は効力を停止しないことができる。</p> <p>(1) 使用予定者が第5条第4項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第4条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から3月</p> <p>(2) 使用予定者が第5条第4項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第4条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から1月</p> <p>(取消し等の通知)</p>
<p>第9条 委員会は、条例第16条の規定により使用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用承認取消等通知書(第6号様式)により使用予定者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p>	<p>第9条 委員会は、条例第16条の規定により使用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用承認取消等通知書(第6号様式)により使用予定者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p>
<p>第10条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 条例第16条第3号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 条例第16条第4号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額</p> <p>(3) 使用者が使用を開始する7日前(同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日)までに使</p>	<p>第10条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 条例第16条第3号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 条例第16条第4号の規定に該当する場合 既納の使用料の全額</p> <p>(3) 使用者が使用を開始する7日前(同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日)までに使</p>

改正後	改正前
<p>用の取消しを申し出た場合 既納の使用料の全額</p> <p>(4) 使用者が使用を開始する2日前(同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日)までに使用の取消しを申し出た場合 既納の使用料の100分の50に相当する額</p> <p>2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用承認取消申請書(第7号様式)に、既に交付されている使用承認書兼領収書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の申請を承認したときは、使用承認取消承認書(第8号様式)を当該申請をした者に交付する。</p> <p>(附帯設備の使用料)</p>	<p>用の取消しを申し出た場合 既納の使用料の全額</p> <p>(4) 使用者が使用を開始する2日前(同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日)までに使用の取消しを申し出た場合 既納の使用料の100分の50に相当する額</p> <p>2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用承認取消申請書(第7号様式)に、既に交付されている使用承認書兼領収書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の申請を承認したときは、使用承認取消承認書(第8号様式)を当該申請をした者に交付する。</p> <p>(附帯設備の使用料)</p>
<p>第11条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(入場の制限)</p>	<p>第11条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(入場の制限)</p>
<p>第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 火薬類その他危険物を所持する者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p> <p>(利用者等の義務)</p>	<p>第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 火薬類その他危険物を所持する者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p> <p>(利用者等の義務)</p>
<p>第13条 条例第9条に規定する教育センター等を利用する者及び会議室を使用するものは、すべて係員の指示に従って次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 係員の立入を認容すること。</p> <p>(2) 広告類の掲示について、係員の承認を受けること。</p> <p>(3) 入場人員は、適正収容人員を標準とすること。</p> <p>(4) 施設及び附帯設備の管理を適正に行うこと。</p> <p>(5) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。</p> <p>(6) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(7) 近隣住民等の迷惑となるような行為</p>	<p>第13条 条例第9条に規定する教育センター等を利用する者及び会議室を使用するものは、すべて係員の指示に従って次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 係員の立入を認容すること。</p> <p>(2) 広告類の掲示について、係員の承認を受けること。</p> <p>(3) 入場人員は、適正収容人員を標準とすること。</p> <p>(4) 施設及び附帯設備の管理を適正に行うこと。</p> <p>(5) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。</p> <p>(6) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(7) 近隣住民等の迷惑となるような行為</p>

改正後	改正前
<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。 (委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成20年5月7日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月31日教委規則第3号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (調布市教育会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第3条の規定による改正前の調布市教育委員会が管理する調布市教育会館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>附 則 (平成31年3月25日教委規則第7号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の調布市教育会館条例施行規則第2条の規定により登録カードの交付を受けている社会教育関係団体の登録期間は、この規則による改正後の調布市教育会館条例施行規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。 (委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成20年5月7日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月31日教委規則第3号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (調布市教育会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第3条の規定による改正前の調布市教育委員会が管理する調布市教育会館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>附 則 (平成31年3月25日教委規則第7号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>